

広島県産応援登録制度について

制度の目的

- 広島県内で生産される農林水産物は、かきやレモンのように有名で全国的なシェアを持つものは少ないですが、商品として魅力あるものは数多くあります。
しかし、実需者との連携が不十分なため、有利販売や消費者の認知につながっていません。
- そこで生産者と実需者が連携し、消費者をターゲットに農林水産物等の商品の周知や販売推進をおこなうビジネスモデルとして、広島県産応援登録制度（以下、応援登録制度という。）を実施しています。最終的には生産者の所得向上を目指します。

制度のしくみ

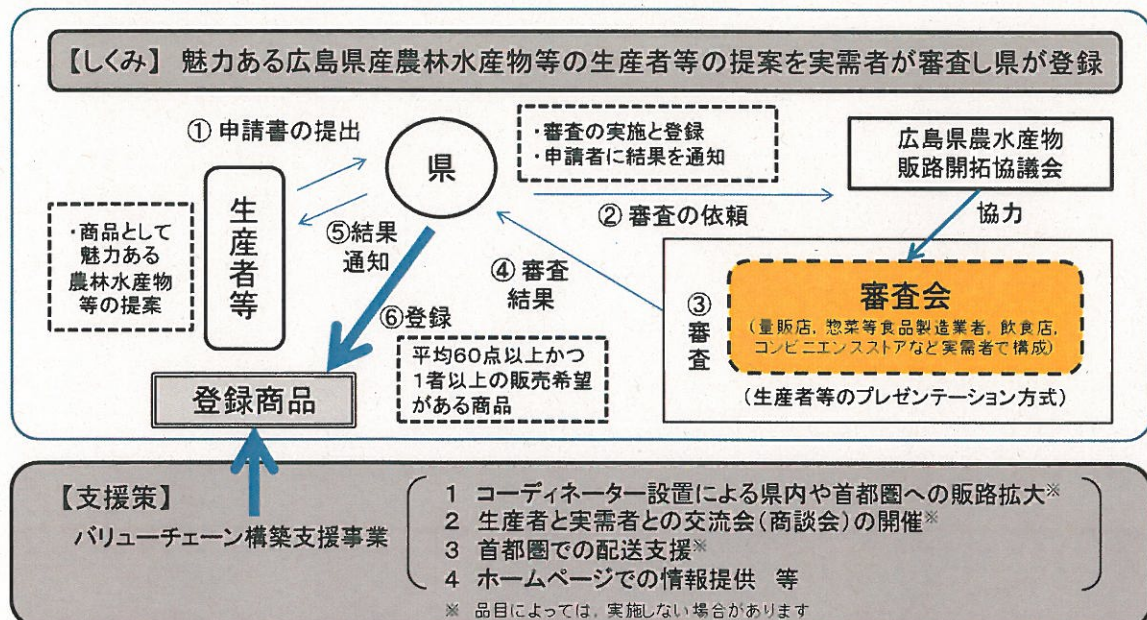
- 農林水産物等を生産者自らが商品提案（県に申請）し、県は量販店等の実需者に審査員の派遣を依頼し、審査会を開催します。
- 審査会では、生産者自らが試食を含めたプレゼンテーションを行い、審査員は審査票の各審査項目（他の商品との差別化要素、審査員の販売希望の有無等）をもとに審査し、100点満点で平均60点以上、かつ、1社以上の販売希望がある商品について、県が登録します。

支援措置

- 登録された商品に対し、県は、販路開拓コーディネーターの設置[※]や商談会の開催等[※]による県内・首都圏等での販路拡大支援[※]、専用ホームページへの掲載や登録商品等のマークの付与などのPR・ブランド化支援等を実施します。

※ 品目によっては実施しない場合があります。

【制度のイメージ図】



商品を登録することのメリット

- 広島県産応援登録制度の登録商品（または登録申請予定の商品）になると、平成27年度は6次産業化総合支援事業（バリューチェーン構築支援事業等）として、必要に応じ、次のような支援を実施しています。
- 今後、商品の新たな販路拡大やブランド化などを目指されている方はご相談いただき、登録についてご検討ください。

1 販路拡大の支援*

- コーディネーター等による県内や首都圏への販路拡大
- 生産者と実需者との商談会の開催（加工品を除く）
- 県独自の販路確保（マルシェ・常設コーナー・ネット販売を予定）

2 首都圏等での配送などの機能補完*

- 首都圏等販路拡大時の受発注・集配送・帳合など問屋機能補完
- 首都圏での配送支援

3 経営者能力の向上支援

- 販路拡大のための商品化・商品提案等のセミナー受講

4 PR・ブランド化支援

- ホームページ等での登録商品のPR
- 観光キャンペーンのマークを活用したロゴマークの使用
- 実需者と連携した販売促進*

※ 品目によっては、実施しない場合があります。